

労働衛生に関するアンケート

(回答内容は令和7年4月1日現在の状況をご回答ください)

- Q 1 まず最初にご回答ください。あなたは事業場において労務関係の担当者ですか、安全衛生関係の担当者ですか。

事業場とは：場所的観念によって決められるもので、工場、事業所、店舗等、同一の場所にあるものは原則として1つの事業場とします。同一の場所でも業種形態が著しく違う場合は別々の事業場単位となります。

☐ 労務関係の担当者 ☐ 安全衛生関係の担当者 ☐ 両方を兼ねている

- Q 2 あなたが所属する事業場の労働者数は何名ですか。

名

- Q 3 あなたが所属する事業場の所轄労働基準監督署はどこになりますか。

- ☐ 大阪中央労働基準監督署（大阪市中心区、浪速区、天王寺区、東成区、城東区、鶴見区、生野区）
- ☐ 天満労働基準監督署（大阪市北区、都島区、旭区）
- ☐ 大阪南労働基準監督署（大阪市住之江区、住吉区、西成区、阿倍野区、東住吉区、平野区）
- ☐ 大阪西労働基準監督署（大阪市西区、港区、大正区）
- ☐ 西野田労働基準監督署（大阪市此花区、西淀川区、福島区）
- ☐ 淀川労働基準監督署（大阪市東淀川区、淀川区、池田市、豊中市、箕面市、豊能郡）
- ☐ 東大阪市労働基準監督署（東大阪市、八尾市）
- ☐ 岸和田労働基準監督署（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡）
- ☐ 堺労働基準監督署（堺市）
- ☐ 羽曳野労働基準監督署（富田林市、河内長野市、羽曳野市、松原市、柏原市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡）
- ☐ 北大阪労働基準監督署（守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市）
- ☐ 泉大津労働基準監督署（泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡）
- ☐ 茨木労働基準監督署（茨木市、高槻市、摂津市、吹田市、三島郡島本町）

Q 4 あなたが所属する事業場の業種は何業ですか

- ☐ 1 化学繊維製造業
- ☐ 2 医薬品製造業
- ☐ 3 プラスチック製品製造業
- ☐ 4 ゴム製品製造業
- ☐ 5 塗料製造業
- ☐ 6 1～5 以外の化学工業
- ☐ 7 印刷・製本業
- ☐ 8 窯業土石製品製造業
- ☐ 9 自動車整備業
- ☐ 10 金属製品製造業
- ☐ 11 1～10 以外の製造業
- ☐ 12 建設業
- ☐ 13 卸売業
- ☐ 14 小売業
- ☐ 15 13～14 以外の商業
- ☐ 16 医療保健業
- ☐ 17 社会福祉施設
- ☐ 18 飲食店
- ☐ 19 18 以外の接客娯楽業（旅館業、ゴルフ場、サービス業等）
- ☐ 20 派遣業
- ☐ 21 情報処理サービス業
- ☐ 22 1～21 以外の業種

Q 1 で「労務関係の担当者」、「両方を兼ねている」にチェックを入れた方は Q 8 へ、「安全衛生関係の担当者」にチェックを入れた方は Q 16 に進んでください。

Q 5 介護・看護作業に従事する従業員が事業場にいますか。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

→Q 8 に進んでください。

Q 6 上記質問で「はい。」を回答された方にお聞きします。

介護・看護職員の身体の負担軽減のために介護機器等によるノーリフトケアを導入していますか。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

Q 7 あなたが所属する事業場の行う介護・看護サービスは何ですか。

- ☐ 主に利用者自宅での居宅介護支援、訪問介護・訪問看護
- ☐ 主に特別養護老人ホーム等の施設生活型介護施設
- ☐ 上記複数のサービスを行っている

Q 1 で「安全衛生関係の担当者」にチェックを入れた方は Q 1 4 に進んでください。

Q 8 年次有給休暇の取得率はどれくらいですか。

およその取得率で結構です。およその取得率もわからない場合は空欄でも結構です。

※取得率の計算はあなたが所属する事業場で年次有給休暇の管理に採用している直近の締切日から遡って 1 年間（ない場合は令和 6 年度）を対象として、下記計算方法を参照してください。

①事業場全体の年間有給休暇取得（消化）日数

②事業場全体の年間有給休暇付与日数（繰越日数は除く）

① ÷ ② × 100%

約 %

Q 9 勤務インターバル制度を導入していますか。

※勤務インターバル制度：勤務終了後、一定時間以上の「休息時間」を設ける制度です。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

Q 1 0 労働者数 50 名未満の事業場にお聞きします。

貴事業場はストレスチェックを実施していますか。

※ストレスチェック：労働安全衛生規則第 5 2 条の 9 に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査のことです。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

Q 1 1 ストレスチェックの集団分析を実施していますか。

※集団分析：労働安全衛生規則第 52 条の 14 に基づく検査結果の労働者の集団ごとの分析のことです。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

Q 1 2 あなたが所属する事業場ではメンタルヘルス対策に取り組んでいますか。該当する項目を全て選んでください。

- ☐ メンタルヘルス対策について衛生委員会での調査審議
- ☐ メンタルヘルス計画の策定
- ☐ メンタルヘルス担当者の選任
- ☐ 労働者に対するメンタルヘルス教育・情報提供の実施
- ☐ 管理者に対するメンタルヘルス教育・情報提供の実施
- ☐ 産業保健スタッフに対するメンタルヘルス教育・情報提供の実施
- ☐ 健康診断後の保健指導を通じた産業保健スタッフによるメンタルヘルス対策の実施
- ☐ 職場復帰プログラムの策定
- ☐ メンタルヘルスに関する相談体制の整備
- ☐ 地域産業保健センターを活用したメンタルヘルス対策の実施
- ☐ 大阪産業保健総合支援センターを活用したメンタルヘルス対策の実施
- ☐ 産業医・医療機関を利用したメンタルヘルス対策の実施
- ☐ 他の外部機関を利用したメンタルヘルス対策の実施
- ☐ その他のメンタルヘルス対策
- ☐ 取り組んでいない

Q 1 3 あなたが所属する事業場の労働者から自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスに関することで相談を受けたことがありますか。それは令和6年4月1日から令和7年3月31日までので何人くらいになりますか（所属労働者が医療機関や外部機関にて相談をしていることを把握されている場合は、その労働者の方も件数に含めてください）。

- ☐ 1人
- ☐ 2人
- ☐ 3人
- ☐ 4人
- ☐ 5人～
- ☐ 相談をした労働者はいない。

Q 1 4 従業員に対し、産業保健サービスを提供する際に、主に利用しているサービス機関は次のうちどれになりますか。

- ☐ 大阪産業保健総合支援センター
- ☐ 地域産業保健センター
- ☐ 民間の産業保健機関等
- ☐ 自社の産業保健スタッフ
- ☐ 全国健康保険協会（協会けんぽ）
- ☐ 各種健康保険組合
- ☐ 産業保健サービスを提供していない

→Q 1 6に進んでください。

Q 1 5 どのような産業保健サービスを利用していますか。

- ☐ 健康診断結果に基づく保健指導
- ☐ 健康診断結果についての医師等からの意見聴取
- ☐ 長時間労働にわたる労働に関する面接指導等
- ☐ メンタルヘルス対策の支援
- ☐ 健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談
- ☐ がん等の治療と仕事の両立支援
- ☐ 女性の健康問題に対する配慮、支援
- ☐ 化学物質等の有害物を取り扱う者の健康管理
- ☐ テレワーク従事者に対する健康相談
- ☐ 健康的な生活に向けた教育や相談
- ☐ 高年齢労働者の転倒予防対策
- ☐ 上記以外の産業保健サービス

Q 1 で「労務関係の担当者」にチェックを入れた方はアンケート終了です。ご協力ありがとうございました。

「両方を兼ねている」にチェックを入れた方は以下Q 1 6以降もお答えください。

Q 1 6 化学物質を製造、取扱い、または譲渡・提供していますか。

※化学物質とは： 元素及び化合物のことです。なお、一般消費者の生活の用に供される製品のみを取扱う場合は該当しません（例えば、一般に市販されている洗剤を使用して事務所の清掃を行う等は「取扱い」に該当しません。ただし清掃業者が業務として業務用の特殊な専用溶剤を使用して清掃するような場合は該当することとなります）。

ただし、製造中に中間体が副生成物として生成されるような場合は「取扱い」に該当することとなります。

- ☐ 製造、取扱い、譲渡・提供を行っている。
- ☐ 製造、取扱いのみを行っている。
- ☐ 譲渡・提供のみ行っている。
- ☐ 取扱いのみ行っている。
- ☐ 取扱っていない。

→Q16で「取扱っていない」と答えた方はアンケート終了です。ご協力ありがとうございました。

Q17 GHS分類で危険有害性区分（区分1～4）が決定されている化学物質（危険有害化学物質等）を取り扱っていますか。

「危険有害化学物質等」：（安全性規則第24条の14）

GHSに従った分類に基づき危険有害性区分が決定された化学物質等

GHS：化学品の危険有害性ごとに分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一されたルールです。「物理化学的危険性」、「健康有害性」、「環境有害性」の危険有害性クラスに分類されており、それぞれのクラスごとに危険有害性の程度を表す危険有害性区分が1～4まで定められています。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

→Q21に進んでください。

Q18 上記質問で「はい。」と回答した方にお聞きします。上記「危険有害化学物質等」のうち、ラベル表示対象物質・SDS交付義務対象物質ではない化学物質を取り扱っていますか。

ラベル表示対象物質・SDS交付義務対象物質：

労働安全衛生施行令別表第31号及び別表第9で指定されている896物質のことです。詳しくは厚生労働省「職場のあんぜんサイト」にて対象物を参照してください。なお、これら1537物質はリスクアセスメント実施が義務付けられている「リスクアセスメント対象物質でもあります。

SDS：

安全データシートと呼ばれ、化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書です。

- ☐ はい。ラベル表示対象物質・SDS交付義務対象物質ではない化学物質を取扱っています。
- ☐ いいえ。ラベル表示対象物質・SDS交付義務対象物質しか取扱っていません。

→Q21に進んでください。

Q19 「危険有害化学物質等」のうち、ラベル表示対象物質・SDS交付義務対象物質ではない化学物質についてもラベル表示をしていますか。

- ☐ すべての危険有害化学物質についてラベルを表示している。
- ☐ 一部の危険有害化学物質についてラベルを表示している。
- ☐ 義務付けられているラベル表示対象物質のみラベル表示をしており、まだ義務づけられていない他の危険有害物質についてまでラベル表示をしていない。
- ☐ 全くラベル表示していない。

現在、厚生労働省では「危険有害化学物質等」につきまして、「ラベル表示・SDS交付義務対象物質」に反映させる作業を行っています。すでに反映が終了した上記1537物質以外も随時反映させていき、最終的にすべての「危険有害化学物質等」を反映させることになります。

今回の質問は、将来的に「ラベル表示・SDS交付義務対象物質」になる、「危険有害化学物質等」について、法律より先行してラベル表示・SDS交付を行っている事業場の割合を把握するためのものです。

Q20 上記「危険有害化学物質等」のうち、ラベル表示対象物質・SDS交付義務対象物質ではない化学物質についてもSDS交付をしていますか。

- ☐ すべての危険有害化学物質等についてSDSを交付している。
- ☐ 一部の危険有害化学物質等についてSDSを交付している。
- ☐ 義務付けられているSDS交付対象物質のみ交付をしており、まだ義務づけられていない他の危険有害物質についてまで交付はしていない。
- ☐ 全く交付していない。

Q21 リスクアセスメントを知っていますか。

リスクアセスメント：作業における危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害や健康障害の重篤度とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせで「リスク」を見積り、その「リスク」の大きさに基づいて対策の優先度を決め、リスクの除去又は低減の措置を検討する手法です。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

Q 2 1で「はい」と答えた方は、以下のQ 2 2以降の質問にもご回答ください。

Q 2 1で「いいえ」と答えた方はアンケート終了です。ご協力ありがとうございました。

Q 2 2 「危険有害化学物質等」のうち、ラベル表示対象物質・SDS交付義務対象物質ではない化学物質についてもリスクアセスメントを実施していますか。

- ☐ すべて実施している。
- ☐ 一部実施している。
- ☐ リスクアセスメントの実施が義務付けられているラベル表示・SDS交付義務対象物質のみ実施しており、義務付けられていない他の危険有害化学物質についてまでリスクアセスメントは実施していない。
- ☐ 全く実施していない。

Q 2 3 「危険有害化学物質等」のうち、ラベル表示対象物質・SDS交付義務対象物質ではない化学物質についてもリスクアセスメントの結果に基づき化学物質のばく露提言措置を講じていますか。

- ☐ すべて実施している。
- ☐ 一部実施している。
- ☐ リスクアセスメントの実施が義務付けられているラベル表示・SDS交付義務対象物質のみ低減措置を講じており、義務付けられていない他の危険有害化学物質についてまで低減措置は講じていない。
- ☐ 全く実施していない。

Q 2 4 上記質問にて「すべて実施している。」、「一部実施している。」と回答された方にお聞きします。実施しているばく露低減措置の内容はどのようなものですか。

- ☐ 危険性又は有害性の低い物質への代替
- ☐ 機械設備の防爆構造化、密閉化、局所排気装置の設置等の設備的対策の実施
- ☐ 作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策の実施
- ☐ 有効な保護具の選定及び仕様（フィットテストの実施を含む）
- ☐ 化学物資管理専門家等の外部資源を活用したばく露低減措置の実施
- ☐ その他の措置
- ☐ ばく露低減措置を実施する必要がない

Q 2 5 郵送でアンケート協力要請の案内文が送付されてきた事業場の方のみご回答ください（その他の方は無視していただいて結構です）。

案内文の左端、封筒の宛先に記載されているN o の横に記載されている番号をご記入ください

N o .

アンケートにご協力ありがとうございました。